



Kyushu Electrical Safety Inspection Association



一般
財団法人

九州電気保安協会

「 一般財団法人 九州電気保安協会」というブランドは

お客さまに満足のいただける「電気の安全と安心」をお届けすることを、お約束いたします。

電気エネルギー利用技術の向上を通して 地域とともに社会の発展に貢献します

電気の需要がますます増加し、
多種多様化する現代社会の中で、
電気エネルギーの安全かつ安定供給は、
重要な社会的使命です。
九州電気保安協会は、
職員一人ひとりが電気技術者であると同時に、
“安全”を維持し続けることで、お客さまからの全幅の
信頼を頂いているということを肝に銘じ、
絶えず研鑽に努めています。
また、お客さまの多様なご要望にお応え出来るよう、
「電気エネルギー利用技術の向上を通して
地域とともに社会の発展に貢献する」
という基本理念に基づき、法令遵守と品質向上に努め、
最高の「技術」「品質」「サービス」を提供して参ります。

九州全域の細かな
ネットワーク

Kyushu Electrical Safety
Inspection Association

一人ひとりが
電気技術のプロ

24 時間
電気の安全を守る

4

WORK CONTENTS

お客さまの電気の安全確保のため、それぞれのニーズに合わせた各種の業務に携わっています。業務の大意は、次の4つの柱で構成されています。



保安管理業務

自家用電気工作物を設置されたお客さまの委託を受け、電気工作物の保安管理業務を行います。



試験技術業務

電気工作物を設置するお客さまからのご要請を受け、試験業務等を行います。



調査業務

九州電力送配電株式会社の委託を受けて、一般用電気工作物(主として、ご家庭・商店などの屋内配線設備等)の調査業務を行います。



広報業務

電気の使用および安全に関する啓発、周知、相談に関する業務を行います。



保安管理業務

電気事業法と当協会の関わりについて解説いたします。

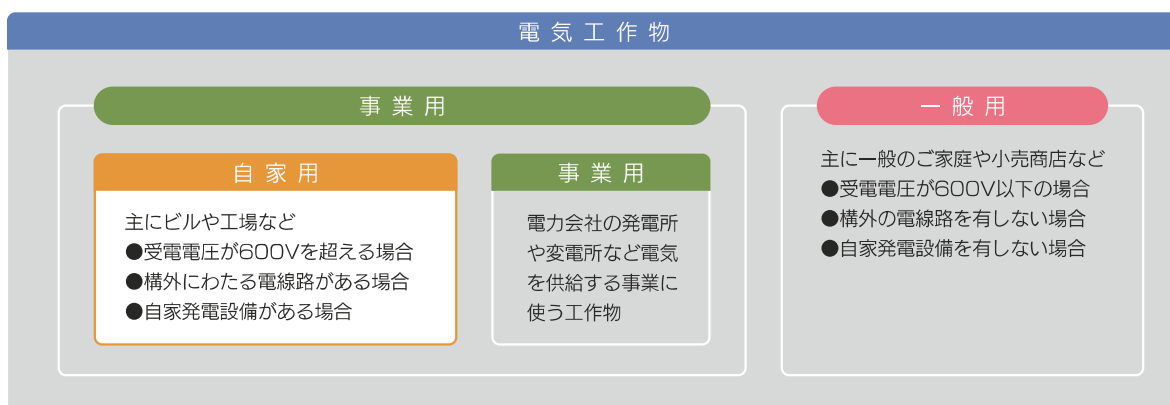
電気事業法による電気保安体制

■法の目的（保安規制）

電気工作物の工事、維持及び運用を規制することにより

- ①電気使用者の利益の保護
 - ②電気事業の健全な発展
 - ③公共の安全の確保
 - ④環境の保全
- を目指す

■自家用電気工作物の定義



■設置者の義務

電気事業法では、自家用電気工作物の設置者に対し、自主保安体制として次の義務を課しています。

1	保安規程の作成・遵守 (電気事業法第42条)	当協会にご契約いただくと	「保安規程」の文案を作成し国への届出までのご協力をいたします。
2	電気主任技術者の選任 (電気事業法第43条)		電気主任技術者の選任が不要となり当協会が代行業務を行います。
3	技術基準の維持 (電気事業法第39条)		電気工作物を適正に維持するための報告・助言をいたします。

■外部委託制度

一口で言えば電気主任技術者の代行制度です。自家用電気工作物の設置者は電気主任技術者の選任(事業場毎に配置)をしなければなりません。一定の要件を満たす法人又は個人と、一定の条件の下で保安管理業務の委託契約を結べば、電気主任技術者を選任しないことができます(電気事業法施行規則第52条)。

九州電気保安協会にお任せください



保安全管理業務

自家用電気工作物を設置されたお客さまの委託を受け、電気工作物の保安全管理業務を行います。

お客さまに提供するサービス

①工事施工時の立会い点検

設備の増設、改修などの時は必要に応じ立会いをいたします。また、竣工時には関係箇所(point)の点検を行います。



②定期的な点検〈月次点検・年次点検〉

お客さま事業場毎の担当者が、電気設備の各種点検を定期的に行い、その結果をご報告いたします。



③電気設備トラブル時の対応

電気設備の停電、トラブル等が発生した場合は、24時間体制で直ちに出勤し事故原因の探求、応急措置を行います。



④官庁立入検査立会い

国などの立入検査には、事前の資料作成のお手伝いのほか、検査に立会い検査官の専門的な質問にお答えします。



⑤電気使用安全や電気知識についてのご協力

当協会は、保安規程に基づく電気安全研修として、従業員の方々への電気使用安全や電気知識の習得のための職場研修等を支援します。

■低圧絶縁常時監視装置

目に見えない『漏電』を早期発見するために、24時間漏電を監視する「低圧絶縁常時監視装置」の設置をおすすめします。

メリット

- ①24時間の漏電(絶縁状態)監視によるトラブル防止
- ②装置費用・取付費用は不要
- ③保安全管理業務手数料が割引に



■無停電年次点検

「停電せずに点検してほしい」というご要望に、従来毎年行っている停電点検を3年に1回へ延長した「無停電年次点検」でお応えします。

メリット

①点検のための停電回数の減少

②保安管理業務手数料が割引に



※条件によっては、無停電年次点検ができない場合があります。

■受電設備保証保険

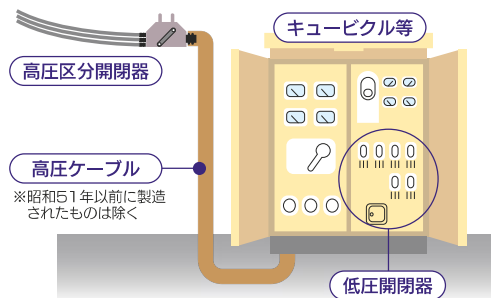
九州電気保安協会は、お客さまのいざというときのお役に立てるよう「受電設備保証保険」に加入しています。

- 保険料は一括して当協会が負担いたします。
- 補償の対象機器は、電力会社等との責任分界点から受電設備の低圧開閉器二次側端子までの機器となります(右記図参照)。
- 補償額は300万円までです。

主な保証対象

①落雷 ②台風 ③水害

※詳細は担当者へお尋ねください。



■ECOねっとシステム

お客さまが使う電気の使用量を監視し、省エネへの取組みとコスト削減のお役に立てるサービスです。

メリット

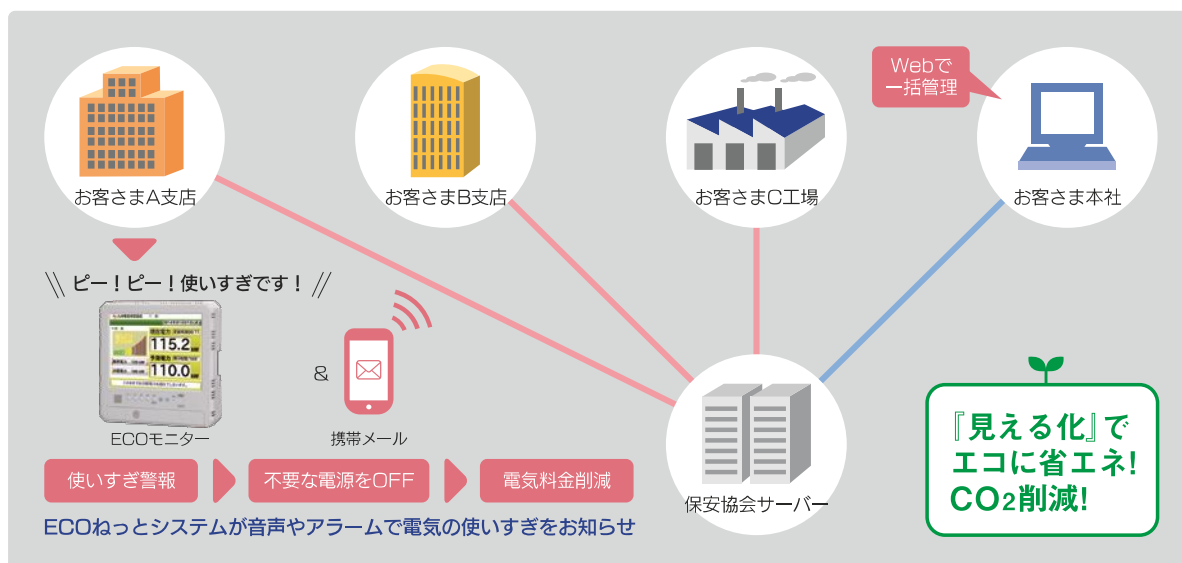
①電気料金の削減

②『見える化』による意識向上

③省エネルギーの管理

④初期投資不要

⑤効率的な設備運用





試験技術業務

電気工作物を設置するお客さまからのご要請を受け、各種の点検・測定・試験を行います。

① 定期点検業務

定期的に点検・測定・試験を実施

- **月次点検**：毎月施設の運転中に行います。
- **年次点検**：毎年1回程度、施設の運転を停止(停電)して行います。

② 精密点検業務

定期点検よりさらに精密な点検・測定を実施

- **停電点検**：直流絶縁劣化診断、タンデルタ試験、絶縁油の試験、真空遮断器の精密点検、コンデンサ容量試験、変圧比・各変位測定、避雷器特性試験
- **無停電点検**：赤外線過熱診断、放電箇所探索、ケーブル活線診断、電源波形・高調波等測定

③ 竣工検査業務

新・増設工事に伴う電気設備の測定・試験を行い、電気設備技術基準やその他の法令への適合を確認

- **外観点検** ● **接地抵抗測定** ● **絶縁抵抗測定** ● **絶縁耐力試験(交流・直流)** ● **保護継電器試験**

④ 手続支援業務

国、電力会社への提出書類作成のお手伝い

- **工事計画書作成** ● **保安規程作成および変更** ● **使用前自主検査要領書作成(安全管理審査等)**
- **主任技術者の選任届出書作成** ● **電気事故報告書作成**

⑤ 技術業務

事故原因の探査・究明、省エネ法の対応、電気設備と関連が深い消防用設備等の点検

- **各種点検・測定・解析** ● **防災業務** ● **省エネコンサルティング業務** ● **監視、監督業務** ● **事故原因調査業務** ● **安全・教育等**



調査業務

九州電力送配電株式会社の委託を受けて、一般用電気工作物(主として、ご家庭・商店等の屋内配線設備など)の調査業務を行います。

定期的にご家庭の電力配線などに危険なところがないか安全調査を行い、結果をお知らせします。また、家屋の新増設時にも安全調査を行います。



広報業務

ご家庭・商店・ビル・工場などへ広報誌やPR誌を配布したり、電気使用安全教室を開催するなど、電気を安全に使ってもらうための啓発、周知及び相談業務を行います。

- 広報誌「電気と保安」の発行(隔月)
- リーフレット、ポスター、チラシ等の配布
ならびにテレビ・ラジオ CM 放送
- 電気主任技術者実務セミナー
- 電気安全、省エネルギー等、電気に関するご相談
- 電気使用安全教室







一般
財団法人九州電気保安協会

<https://www.kyushu-qdh.jp>

